

回数券・期間使用券を ご利用の方へ

当施設は老朽化のため、令和7年11月1日から休館しております。

回数券等の残額に相当する金額の還付については、担当課までお電話にてお問合せください。

還付の対象となった場合には、以下の手続きが必要です。

還付手続きの流れ

(1)受付場所

富山市役所スポーツ健康課(東館7階)

(2)ご持参いただくもの

①還付を希望する回数券または期間使用券

②還付を希望する申請者名義の銀行口座のわかるもの
(キャッシュカード又は通帳など ※写しでも可)

(3)振込日

申請日の翌月末ごろ

(4)振込方法

口座振込

※還付額の計算方法(基準日:令和7年11月1日)

【期間使用券】

還付額＝購入金額 × 残存期間(日数) / 購入期間

【回数券(11枚つづり)】

還付額＝購入金額 / 11 × 残枚数

【担当課】

富山市市民生活部スポーツ健康課 施設管理係

TEL 076 - 443 - 2139